

| | | | |
|------|--------|-------|-------------|
| 番号 | 第1090号 | 議決年月日 | 平成26年03月25日 |
| 議決結果 | 可決 | | |

我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者は三百五十万人以上にもものぼると推定され、ウイルス性肝炎は国内最大の感染症とも言われている。

こうした中、ウイルス性肝炎患者（一部の肝硬変患者を含む。）に対する医療費助成は、B型・C型慢性肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療やB型慢性肝炎に対する核酸アナログ製剤治療に限定されており、より重篤化した肝硬変・肝がんに対する助成制度がないことから、患者の多くは高額な医療費を負担せざるを得ない状況にある。

また、肝疾患に係る身体障害者福祉法上の障害認定制度は認定基準が患者の実態に沿ったものとなっていないため、支援が必要な病態にある患者の多くが認定を受けることができない状況にあるとの指摘もされている。

よって、国においては、次の事項について早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 一 ウイルス性肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成制度を創設すること。
- 二 身体障害者福祉法における肝臓機能障害の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた障害認定制度とすること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十六年三月二十五日

栃木県議会議長 三 森 文 徳

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣 あて
内閣官房長官
衆参両院議長

閉じる